

土地改良区からのお願い

不法投棄の防止にご協力をお願いします



これは曾野木地区で、令和7年3月10日、11日の両日、排水路に不法投棄をされた写真です。
このように、農道や水路において、一部の心無き人による様々な廃棄物の投棄が後を絶ちません。

不法投棄は施設の維持管理に支障が出るばかりか、多額の処理費用も掛かってきます。

水路等にみだりにゴミを不法投棄することは法律で禁止されており犯罪です。

「5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられることがあります。

目撃された方は車のナンバー等を控え、最寄りの警察署や当土地改良区（025-381-2131）へご一報ください。

土地改良施設の維持管理について

皆さまの田んぼや畑周りの農道・水路の維持管理は、工区あるいは地元分区及び地先の方に行っている作業の相互扶助で成り立っております。

工区或いは地元分区が実施する除草作業は年2回行っており、農道の砂利敷きなどは地元分区の要望を取りまとめ、各工区ごとに計画的に行っております。しかし、農地に隣接する用排水路の泥上げや畦の除草等の維持管理作業は地先管理となっております。

ご理解とご協力をお願いいたします。

亀田郷全水系における適正な水管理について

いつも用水管理にご協力いただきありがとうございます。

当土地改良区管内は、限られた揚水量にて賄われていますが、常に用水が掛け流しになっている状況が各地区で見受けられ、その結果、下流地域の用水不足にとどまらず、全地区にその影響が出ております。

支線までの管理は、各地区の調整委員の方が自分の農作業の時間を割いてまでも行っている状態ですので、個人の水口の管理につきましては、掛け流しをしない適正な取水管理をしていただきたくよろしくお願いいたします。

農作業事故に注意しましょう

農林水産省の調査によると、令和5年の農作業事故死亡者は236人（前年度より2人減少）、事故区分では農業機械作業によるものが147人（全体の62.3%）、農業用施設作業によるものが6人（同2.5%）、機械・施設以外の作業によるものが83人（同35.2%）となっています。

また、年齢階層別では、65歳以上の高齢者による事故が202人と同死亡事故全体の85.6%を占めています。

普段慣れている作業でも危険が伴うことを再認識し、農作業事故の防止と安全作業の徹底に努めましょう。

農作業事故防止のポイント

- 除草剤散布などトラックの荷台で作業するときや、トラクター等では場に入るときは、勾配や段差に十分注意し、転倒や転落を防ぎましょう。
- 転落や飛散物との衝突によるケガ防止のため、ヘルメットを着用しましょう。
- 農作業機械の点検は、周囲をよく確認し、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- シートベルトの着用を徹底するとともに、早めにライトを点灯しましょう。
- 適度に休息をとり、ゆとりをもって作業しましょう。